

ごみ収集車規格指示書（1.5トン車）

1 総則

- (1) 道路運送車両法の保安基準に適合したものであること。
- (2) 「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（労働省労働基準局長通知，昭和62年2月13日付基発第60号の3）」の「機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」に適合したものであること。

2 車両の種類

回転板式ごみ収集車

3 車両概要

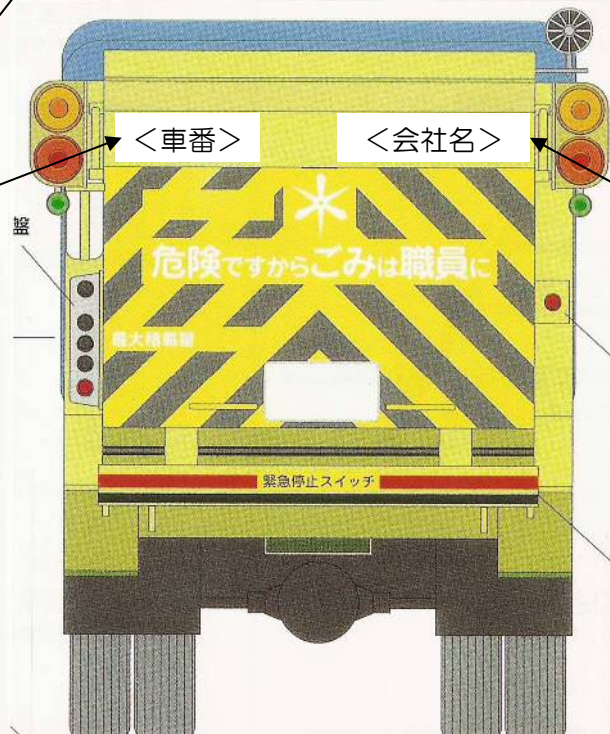
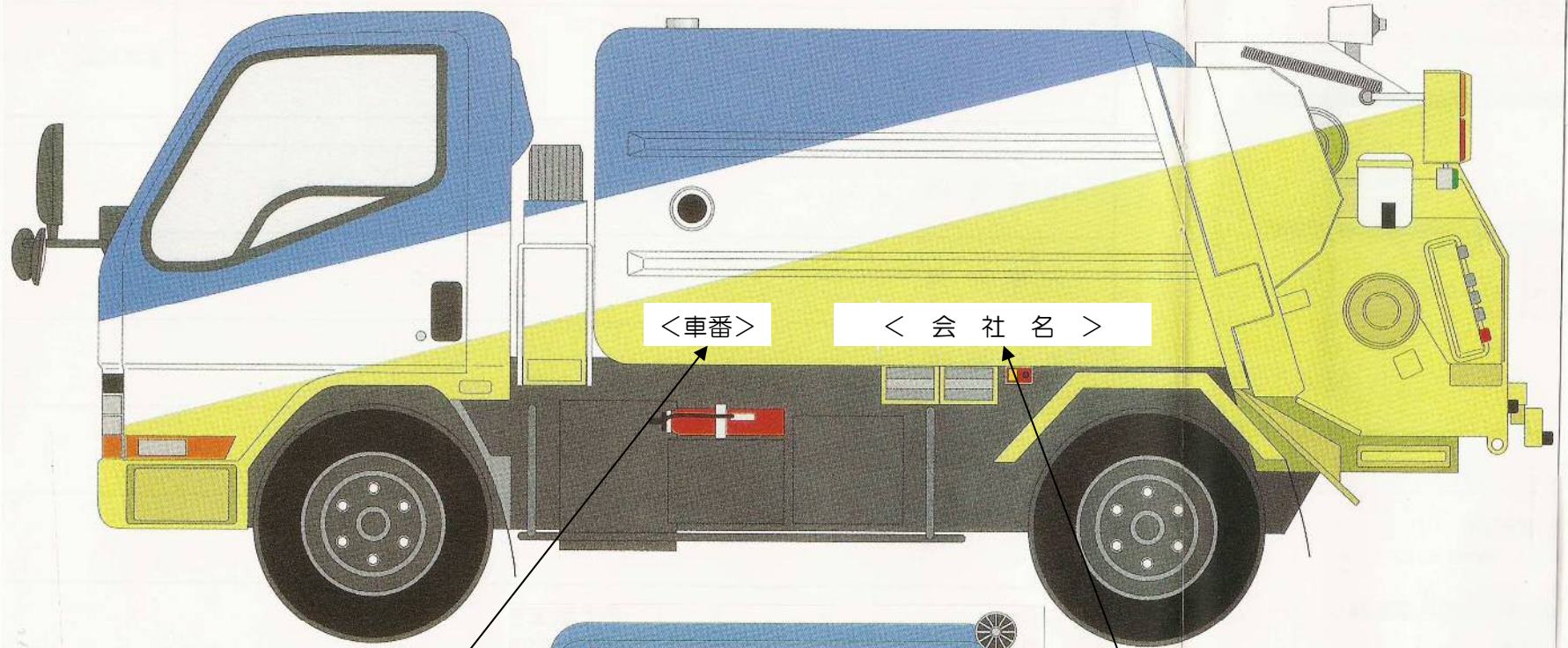
- (1) 全 長：5,100mm以下
- (2) 全 幅：1,800mm以下
- (3) 全 高：2,250mm以下
- (4) 最大積載量：1,350kg～2,000kg
- (5) 最小回転半径：5.5m以下
- (6) 荷箱容積：3.1～3.4m³
- (7) 排出方法：ダンプ式又は水平押出式

4 付帯装備及び付属品

- (1) 回転板緊急停止時点灯の警報ランプ（赤色）を運転席に取付け
- (2) 架装後部に機械式緊急停止装置（第3スイッチ）を取付け
- (3) ちり取入れ（ストッパー2個），箒たて（2本分）の取付け（ボルト付け）
- (4) 広報幕懸架装置の取付け
- (5) 音声によるホーンの取付け（バック，左折）
- (6) 広報装置の取付け（マイクアンプ付き）
- (7) デジタルタコグラフ（GPS，速度・エンジン回転数・走行距離・走行時間・走行軌跡を把握する機能を有するもの）の取付け
- (8) バックモニターの取付け
- (9) ドライブレコーダー（収集時の車両前方の走行映像を記録できるもの）の取付け
- (10) スタッドレスタイヤの装備（本市の指示する期間）
- (11) 積み込み動作は1サイクルで停止する構造とすること（回転板の連続運転は不可とする。）。
- (12) 搬入時に車両管理用IDタグの取り出しが容易になるようカードクリップ等の取付け

5 塗装

- (1) 指定3色（日本ペイント（株）の京都市環境政策局指定色）で全塗装すること。
- (2) ボディ左右の指定個所に、会社名を明示すること。
- (3) ボディ後部に本市が指示する車両番号を明示すること。
- (4) ホッパードア追突防止及び危険防止の虎縞模様を入れること。



本市が指定する車番
を明示すること。
(明示場所)
・車両前面
・車両後部
・両側面

会社名を明示すること。
(明示場所)
・車両後部
・両側面